## 虐待相談件数の約2割は、「再虐待」

政府は、来年の通常国会に児童虐待防止のための親権停止最長2年にする民法等の改正 案提出を検討している。

今も「親権喪失」の制度はあるが、親子関係を打ち切ってしまうことに繋がりかねず、 また戸籍に記載されることから、児童相談所等は「結果が重大過ぎて活用を躊躇する」よ うで、この制度活用は年20件程度とか。

だが、「児童虐待防止法」が施行されて10年、児童相談所への相談件数も年々増加し、 昨年度は4万4千件を超え、その内8千件が「再虐待」とか。

それだけに、子どもを育てるために親の持つ権利と義務を「停止」する規定を見直し、 親権を盾に子どもの引き取りを主張する親の介入を排除できる環境作りの施策になるだろ うとは思う。

現行の子どもの親族、検察官、児童相談所長だけが親権制限を申し立てることができる 規定も改正し、被虐待児本人、養育者のいない子どもの世話をする「未成年後見人」、ま た、「未成年後見人」には個人だけでなく複数の人や法人にも門戸を開放し、申し立てが 可能となるよう。

だが、一時期養護施設に引き取っても、親の反省の言葉や姿勢、更に児童相談所としての親の観察・調査等の結果にもよるのだろうが、親の子どもへの日常生活での係わり方を 実際に観察・指導しないで、大丈夫なのだろうかと、ふと思ってしまう。

子どもは幼少であればあるほど親を求めるものであり、虐待であっても養護施設に入所しても「親に捨てられた」と感じるものであり、更に、養護施設で寄り添ってくれたスタッフと退所という現実でまた切り離される子どもの、大人との信頼関係を築く体験が満たされない心の傷の回復への取り組みはどうなってるのだろうか。

反省した親に戻せば子どもの心の傷はその内に回復すると考えるのでなく、親自身の生活環境や子育て意識の変化への社会的支援が乏しいから、「再虐待」問題が起こってきているのでないだろうか。

あれこれ考えると、再虐待防止は、親の生活背景は経済面、夫婦間の側面、子育ての考え方の側面、等々と多種多様なだけに、一筋縄ではいかないような気がしてならない。

障害児問題と同様に虐待問題でも「子ども支援は、親支援」の観点から、法的整備はもちろんのこと、日常生活面での親子間のコミュニケーションや係わり合い方について、地域社会としての支援の構築を願いたいものである。